第 1822 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 6月 11日 月曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## 4 割引手形の会計処理

**Q**:割引手形の会計処理が変わったそうですが、どう変わったのでしょうか。

A: 手形の割引は手形の売却として取り扱うことになり、割引料は手形売却損として計上することになります。

## 【解説】

平成13年3月期決算から、金融商品に係る新会計基準が適用となります。

この会計基準のなかで、受取手形の割引については、手形の売却として取り扱うことが明らかにされています。

また、これまでは、割引料について支払利息の一種として認識してきましたが、新会計基準によると、手形を売却したことによる手形券面額と受取金額との差額であり、「手形売却損」という科目で表示することになります。

ただし、税務上、その損金算入時期については特に規定されていませんから、これまでの実務慣行により「支払利息に準じて満期日までの期間に応じた損金算入」も、「売却損として一時の損金算入」も、それぞれ認められるものと思われます。

ちなみに、中小企業では、新会計基準の導入が義務づけられてはいません。けれども、 金融機関等外部の第三者に決算書を提出する 機会も決して少なくないことなどを考えると、 すべての会社が新しい会計基準を採用した方 がよいでしょう。





